

旅館業法開催についての意見

認定 NPO 法人 ふれいす東京代表 生島 嗣

2023.8.9

私たちは HIV/AIDS に関する活動をする NGO です。過去に HIV 陽性者、ハンセン病患者が宿泊を拒否された事例もあり、客観的な事実に基づかない、差別・偏見からくる宿泊拒否は許されるものではないと考えています。

今回の改訂について、気になるいくつか懸念点を書きます。

1) 予防策が限定されている

新型コロナウイルス対策の経験から、予防策として検温とマスク着用が記載されている。しかし、新興感染症が発生した際には、感染ルートは疾病ごとに異なる可能性があり、求められる予防策が疾患ごとに変わることを前提にする必要がある。それに連動して、「3 協力の求めに応じない」「正当な理由」(法第 4 条の 2 第 4 項関係) の内容も変化する可能性がある。

2) 検査体制、治療体制のタイムラグの発生

新興感染症が起り、特定感染症国内発生期間となった場合、行政による検査体制、医療体制の整備までにタイムラグが発生することも起こりうる。

新型コロナウイルスの発生時もそうであったが、そうした体制の不備、準備の遅れが、疑い患者に対する不当な対応、排除は許されない。

3) 「報告を求めることができる」

症状があり、何らかの疾患が疑われる状態である場合。宿泊者、旅館業サービス提供者、双方とも、検査へのアクセスがスムーズにできない状況が発生する状況も想定される。そのような状況下で、行政や医療へのアクセス、説明責任が宿泊者だけに背負わされることがないようにすべきだろう。感染症の領域では、検査、医療へのアクセスを早期に担保することが、感染の拡大を防止することになり、社会全体の利益になると考えられている。

4) 「宿泊を拒否できる」という状況

「宿泊を拒否できる」というのは、旅館業サービス提供者からの切実な声として理解できるのだが、行政側、医療側がタイミングよく受け入れことが難しい場合も起こりうる、そういった状況下で、宿泊者が場所を失うことで、個人の健康被害であったり、周囲への感染拡大につながる場合もある。

5) 本件、行政担当部署も複数の領域にまたがるのが予想される

事前に行政機関が呼びかけ、旅館業サービス提供者、行政(宿泊業担当、感染症担当部署)、衛生研究所や国立感染症研究所、市民団体などがラウンドテーブルや、コミュニケーションを円滑にとることが可能なプラットフォームがあると、リスクコミュニケーションをとることができ、差別や排除を防止することができる。